

建築基準法（昭和25年法律201号）第42条第2項の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

鹿児島県知事 塩田康一

指定番号	指定の年月日	指定道路		
			延長 (メートル)	幅員 (メートル)
建第2-12号	令和8年 2月16日	肝属郡肝付町前田字湯涌田4328-1の内、4328-2の内、4328-3の内、4335の内、4338の内、4328-1の先、4328-2の先、4328-3の先、4334の先、4335の先、4338の先	55.00	4.00